

## 施行日平成25年4月1日が迫っています！

### ○2つの法律改正に対応できていますか？

労働契約法並びに高年齢者雇用安定法が改正になり、平成25年4月1日から施行されます。この2つの改正法は、今後、企業の人事配置に少なからず影響が出ると考えられます。



#### 1. 60歳定年後、希望者全員を継続雇用義務化？

定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」のうち、労使協定により定める基準により限定できる仕組みが廃止されました。これにより、希望者全員を継続雇用する必要が出てきます。

但し、経過措置として、施行日(平成25年3月31日)に労使協定により継続雇用制度の基準を設けていた事業主については、平成37年3月31日までの間、公的年金(厚生年金報酬比例部分)の受給ができる従業員に対して、以下の通り労使協定による基準制度を引き続き利用できます。

平成25年4月1日～平成28年3月31日	： 61歳以上
平成28年4月1日～平成31年3月31日	： 62歳以上
平成31年4月1日～平成34年3月31日	： 63歳以上
平成34年4月1日～平成37年3月31日	： 64歳以上



#### 2. 5年を超えると無期雇用に転換とは？

契約社員や期間の定めのあるパート従業員等が、同じ会社で継続して5年を超えて働いた場合、労働者の申し込みにより、無期契約への転換を企業に義務づける仕組みが創設されました。H25年4月1日以降に開始する有期契約が対象です。

2月26日14時から永田会計4階セミナー室にて経営セミナーを開催予定です。研修会のテーマは、これら2つの法改正の概要と、企業の対応策です。4月1日施行日までに何をしなければならぬかを中心に、具体事例を交えて説明いたしますので、多数参加ください。

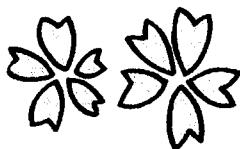
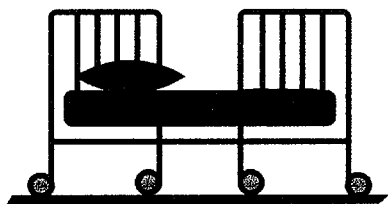
1. 日 時 平成25年2月26日(火) 14:00～16:00
2. 会 場 永田会計ビル4階 セミナー室
3. 講 師 特定社会保険労務士 永田メイ子

詳しくは別途ご案内した「改正法特別セミナーのご案内」をご覧ください。

# 消費税増税で医療・介護への影響は？

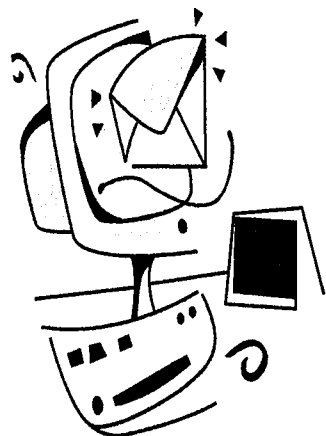
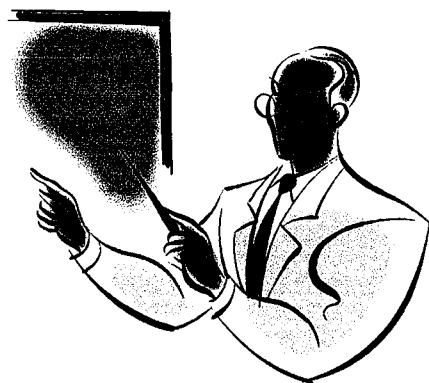


消費税が段階的に10%まで引き上げられるなかで、医療や介護の分野に当てられる財源も増えるだろうといわれています。その金額は、現在から増収すると見込まれている13.5兆円のうちの1%相当分。約1兆6000億円といわれています。



## ○消費税が10%になったら医療機関の負担も倍に

保険診療は非課税のため、患者は窓口で消費税を払いません。そのため、医療機関は医薬品や診療材料、医療機器の購入にかかった消費税を患者に転嫁できず、控除対象外消費税として負担しています。この額が、5%から10%に増税になったら単純に2倍に増えてしまいます。その増税分を捻出するために経営の効率化を今から図っておくことが必要です。



永田経営グループでは、定期的に皆様のお役に立つような記事をメールマガジンでも発行しております。

経営、労務、税務、会計、マーケティング、業種別情報等様々な情報を提供させていただきます。

全て2、3分程度で読め、すぐ実践していただける内容ばかりです。ぜひ、ご覧ください。

なお、配信ご希望の方は、[mm@nagataikai.co.jp](mailto:mm@nagataikai.co.jp)宛に、会社名、お名前を記載の上、空メールを送信してください。

パソコン用メールアドレスのみとなりますので、ご了承ください。